

添付資料 議会改革の取組と山口市議会基本条例の検証について

条文及び解説	これまでの取組等 (基本条例制定以降)	関連諮問事項	確認された答申内容等
第1章 総則			
<p>(目的) 第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、分権時代にふさわしい議会を実現することを目的とする。</p> <p>【説明】 市長と議会の議員は市民から直接選挙で選ばれ、ともに市民を代表するという二元代表制のもとで議会の役割を明確にし、議会と議員の活動原則など議会に関する基本的事項を定めることで、分権時代における議会の役割と責任を遂行することを条例の目的として規定しています。</p>	-	-	-
第2章 議会と議員の活動原則			
<p>(議会の活動原則) 第2条 議会は、議決機関としての役割及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の行政運営に対する監視機関としての役割を果たすために、公平性、公正性及び透明性をもって活動するものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報の開示に努めるとともに、市民が参画しやすい議会運営に努めるものとする。 4 議会は、市民の負託にこたえ、開かれた議会を実現するため継続的に議会改革を推進していくものとする。</p> <p>【説明】 市政の意思決定機関としての役割と市長等の行政運営を監視する役割を果たすために、公平、公正、透明性をもって活動することを議会の活動原則として規定しています。 市民本位の政策決定や市民参加の基盤づくりなどのため、開かれた議会を目指し、その実現のために議会改革の継続を規定しています。</p>	<p>○平成29年3月～ ・本会議における一般質問・質疑に分割質問方式を導入 ○平成29年度～ ・議長交際費執行状況のホームページ公開 ・本会議の傍聴におけるワイヤレス補聴器の設置 ○平成30年度～ ・タブレット端末の導入 ○令和元年度～ ・山口市議会議会改革検討協議会の設置 ○令和2年度 ・山口市議会における非常時対応指針を策定 ・山口市議会議員定数条例制定</p>	<p>1-1 定数と報酬について(議員定数) 2 議員定数について 1-2 定数と報酬について(議員報酬) 3 子育て世代の議員への報酬額の配慮 4 議会活動の充実について(交通費支給) 5 議員交通費弁償について 10 市民と議会の対話集会 12 施策の充実強化(要望書の提案・提出の促進) 12-2 議案や市民から出された要望を自由討議とすることについて 13 陳情の取り扱い 13-2 議案や要望を自由討議の議題にすることについて 17 災害時などの議会の業務継続計画(議会BCP)について 19 議長の任期の厳格化</p>	<p>■議員定数(諮問1-1、2) ・本市議会の議員定数について34人が適当であるとの結論に至り、議員定数を34人とする「山口市議会議員定数条例」を制定した。(令和3年3月定例会) ■議員報酬(諮問1-2、3) ・報酬については、社会情勢や市政を取り巻く状況等を勘案し、山口市特別職報酬等審議会での審議を経て決定されるものであることから、市長に対し、同審議会の開催を依頼した。その際、若者が立候補しやすい環境整備の一つとして、子育て世代議員に対する報酬増額等への配慮について付け加えた。 ■交通費の支給(諮問4、5) ・最終的な結論については、議員報酬にかかる答申(諮問事項1-2)において開催を要望している「山口市特別職等報酬審議会」の審議結果を受けた後に、費用弁償の支給対象となる他の委員等への影響も考慮しながら、改めて支給の可否を含めた議論を行う。 ■市民からの実施要請に対する受け皿づくり(諮問10-1)※関連第7条 ・「議会主体による各種団体等との意見交換実施方針」に基づいて実施を検討する。市民主体による懇談会等への参加要請があった場合については、市議会としての対応のみならず、各議員においても積極的に参加していくことで広聴機能の強化を図っていく。 ■議案や市民から出された要望を自由討議とすることについて【施策の充実強化(要望書の提案・提出の促進)】(諮問12-2)、議案や要望を自由討議の議題にすることについて【陳情の取り扱い】(諮問13-2)※関連第3、7条 ・部門別常任委員会における自由討議については、予算決算委員会において試行実施している自由討議とは別の形で実施することや、実施に当たっては部門別常任委員会において進め方の整理が必要になることを確認した。部門別常任委員会における一般議案の審査や要望に関して、新たに自由に討議をする場を設け、その具体的な進め方については議会運営委員会において検討する。 ■災害時などの議会の業務継続計画(議会BCP)について(諮問17) ・非常時においても二元代表制の一翼を担う議会の機能を維持し、被害の拡大防止や被災者支援、災害の早期復旧等に資するため、「山口市議会における非常時対応指針」を策定した。(令和3年3月18日策定) ■議長の任期(諮問19) ・議長の任期は4年であり、さまざまな事由により、辞職等もあり得ることから、厳格化という形で議長の任期を縛るものではないことを確認した。</p>

条文及び解説	これまでの取組等 (基本条例制定以降)	関連諮問事項	確認された答申内容等
	—	<p>21 山口市議会会議規則第2条第1項（欠席の届出）の改正について</p> <p>22 本会議における委員長報告の充実について</p> <p>23 会議（本会議、委員会）におけるスクリーンとプロジェクターの導入</p> <p>24 議会のバリアフリーについて</p> <p>25 傍聴（記名入場の廃止）</p> <p>44 県都の市議会のあり方</p>	<p>■会議規則の改正（諮問 21）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員活動と家庭生活の両立に向けた環境づくりを進めることにより、議員のなり手不足解消へもつながっていくことが期待できることから、山口市議会会議規則第2条第1項及び同第91条第1項中に、「育児、看護、介護、疾病その他の」を追記する会議規則の改正を行った。（令和2年3月定例会） <p>■本会議における委員長報告の充実について（諮問 22）</p> <ul style="list-style-type: none"> 申し合わせ事項に定めているただし書きの部分を活用し、必要がある場合には充実させることができることを確認した。今後、会議規則等の既存の規定に基づく議会手続との整理が必要であることから、具体的な進め方などについて、議会運営委員会で検討していく。 <p>■会議（本会議、委員会）におけるスクリーンとプロジェクターの導入（諮問 23）</p> <ul style="list-style-type: none"> タブレット端末を活用した資料の表示を試行的に実施し、本市議会において、補助資料やモニターに資料を映し出すこと等について、パネル等の使用に関する取扱基準を定め、令和3年9月定例会から運用を開始し、傍聴者や視聴者にも分かりやすく、見えやすい資料になるとともに、積極的に議員が資料を活用することができる環境を整備した。今後、活用していく中で課題等が生じた場合には、必要に応じて議会運営委員会において協議することとし、委員会への展開については、本会議での活用状況を踏まえた上で、議会運営委員会において引き続き協議していく。 <p>■議会のバリアフリーについて（諮問 24）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、市議会における合理的配慮の提供として、傍聴に来られた方へは、ワイヤレス補聴器の貸し出しや要約筆記者への対応、傍聴者の移動に係る介助などの取組を展開し、併せて議場における手すりの設置などの環境整備を行っている。手話言語条例手話言語条例が可決されたことを契機に、さまざまな場面での議会のバリアフリーについて、取組の再検証を行うとともに、今後取り組む内容については、費用面も含めて議会運営委員会で検討する。 <p>附帯■傍聴手続（諮問 25）</p> <ul style="list-style-type: none"> 傍聴人受付簿への住所・氏名の記入については、議会の秩序維持や有事の際の対応等に一定の役割を果たし、記入者の負担感もそれほど多くない状況であり、加えて、個人情報の管理も適正に行われていることから、今回はこれまでどおり傍聴人受付簿への住所及び氏名の記入を求めることとし、今後、社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合に改めて検討する。 <p>■県都の市議会のあり方（諮問 44）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員としての立場をしっかりと認識しながら、決められたルールのもと、議員一人一人が積極的にさまざまな提案を行っていく。

条文及び解説	これまでの取組等 (基本条例制定以降)	関連諮問事項	確認された答申内容等
<p>(議員の活動原則) 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由な討議を推進するよう努めるものとする。 2 議員は、調査、研究、研修等を通じて、自己の能力を高める不断の研さんに努めるものとする。 3 議員は、市政全般の課題について、多様な市民意見の的確な把握に努めるとともに、一部団体及び地域の意向にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。</p> <p>【説明】 議会の活動原則を踏まえ、議員の責務及び基本姿勢として、議員間の自由かつ達な議論、不断の研さん、市民意見の把握及び市民全体の代表者としての活動を議員の活動原則として規定しています。</p>	<p>○平成30年～ ・予算決算委員会における自由討議の実施</p>	<p>12 施策の充実強化(要望書の提案・提出の促進)【再掲】 12-2 議案や市民から出された要望を自由討議とすることについて(施策の充実強化(要望書の提案・提出の促進))【再掲】 13 陳情の取り扱い【再掲】 13-2 陳情の取り扱い(議案や市民から出された要望を自由討議とすることについて)【再掲】 20 議会中の議員の県外外出の制限の緩和</p> <p>26 本会議における一般質問の改善</p> <p>27 質問時間</p> <p>28 質問回数(一問一答方式の充実)</p> <p>33 関連な自由討議</p>	<p>■議案や市民から出された要望を自由討議とすることについて(施策の充実強化(要望書の提案・提出の促進))(諮問12-2)、陳情の取り扱い(議案や市民から出された要望を自由討議とすることについて)(諮問13-2)※関連第2、7条 ・部門別常任委員会における自由討議については、予算決算委員会において試行実施している自由討議とは別の形で実施することや、実施に当たっては部門別常任委員会において進め方の整理が必要になることを確認した。部門別常任委員会における一般議案の審査や要望に関して、新たに自由に討議をする場を設け、その具体的な進め方については議会運営委員会において検討する。 ■会期中の県外外出(諮問20) ・会期中は、議会が最優先であり、議会への対応を滞らせることのないよう、あくまでも議会人としての判断及び常識のもと行動することを再確認した。 ■本会議における一般質問の改善(諮問26) ・本会議における一般質問の抜本的な議論については、今後、改選後の議会運営委員会において新たに議論をはじめ、抜本的な議会改革を進めていく。 ■質問時間(諮問27) ・質問時間については、コロナ禍における対応として、一般質問・質疑の時間を50分とする取扱いにすることとし、関係する申し合わせ事項やマニュアルの改正を行い、理事者の登壇に要する時間を発言時間に含めない取扱いにすることについても、試行実施後、本改正と併せて本格実施した。 ■質問回数(一問一答方式の充実)(諮問28) ・本会議における一般質問の抜本的な議論については、今後、改選後の議会運営委員会において新たに議論をはじめ、抜本的な議会改革を進めていく。 ■自由討議(諮問33)※関連第11条、第13条 ・現在、実施している予算決算委員会における自由討議の充実に引き続き取り組んでいくとともに、部門別常任委員会における一般議案の審査や要望に関して、新たに自由に討議をする場を設け、その具体的な進め方については議会運営委員会において検討する。</p>
<p>(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。 2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。 3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>【説明】 同一の理念を共有する議員集団を会派と規定し、円滑な議会運営を要請するとともに、必要に応じて会派間の調整による合意形成を求めることを規定しています。</p>	<p>—</p>	<p>6 会派による代表質問のあり方(会派とは、代表質問の意義) 7 会派制の再考</p>	<p>■会派制及び代表質問(諮問6、7) ・議会活動の充実や議員の資質向上のほか、議員の意見集約や議員への周知など効率的な議会運営が可能となることから、これまで通り会派制を導入する。 ・山口市議会が会派制を導入している意義をしっかりと確認したうえで、現行の形での代表的質問として継続する。 ・各会派において会派制の意義等を改めて確認し、会派の運営方法等を工夫していく中で、議員の発言力・政策立案能力の向上等につなげていく。</p>

条文及び解説	これまでの取組等 (基本条例制定以降)	関連諮問事項	確認された答申内容等
第3章 市民と議会の関係			
<p>(市民への説明責任) 第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>【説明】 地方分権の進展に伴い住民自治の原則が一層拡充されることから、議会活動に関する情報を積極的に公表し、また、説明責任を果たしていくことを規定しています。</p>	<p>○平成29年度～ ・議長交際費執行状況のホームページ公開</p>	<p>34 委員会補助資料の公開</p> <p>39 政務活動費（領収書等の公開）</p>	<p>■委員会補助資料の公開（諮問34）※関連第6条、13条 ・傍聴者が質疑の進行を理解することができるよう、分かりやすい委員会の運営に努める必要があることや、ペーパーレスの取組を進めている現状において、電子データを活用した資料提供について検討することを確認した。傍聴者が審議の内容を理解することができるような委員会の運営に努めていくとともに、タブレット端末等を活用した資料提供の手法について、引き続き、議会運営委員会で検討していく。</p> <p>■政務活動費（領収書等の公開）（諮問39） ・領収書については、当面は現行のまま公開しないこととし、改正した手引きによる政務活動費の運用状況、支出状況等を勘案し、改めて議論する。</p>
<p>(委員会の公開) 第6条 議会は、常任委員会及び特別委員会を原則として公開する。</p> <p>【説明】 市民に開かれた議会とするため、常任委員会、特別委員会の会議を公開することを規定しています。その他の会議については、早期に公開できるよう体制整備に努めることとしています。</p>	<p>—</p>	<p>34 委員会補助資料の公開【再掲】 35 傍聴者（委員会）への資料提供</p>	<p>■委員会補助資料の公開、傍聴者（委員会）への資料提供（諮問34、35）※関連第5条、13条 ・傍聴者が質疑の進行を理解することができるよう、分かりやすい委員会の運営に努める必要があることや、ペーパーレスの取組を進めている現状において、電子データを活用した資料提供について検討することを確認した。傍聴者が審議の内容を理解することができるような委員会の運営に努めていくとともに、タブレット端末等を活用した資料提供の手法について、引き続き、議会運営委員会で検討していく。</p>
<p>(市民の議会への参画) 第7条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに同法第115条の2(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による参考人制度及び公聴会制度の積極的な活用を努めるものとする。</p> <p>3 請願及び陳情については、審査に当たってその提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民の意見を反映させた政策提案の拡大に資するため、市民の意見を聴取する機会を設けるものとする。</p> <p>【説明】 市民の議会への参画機会を確保するため、地方自治法による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会にあっては、地方自治法による参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用することなど、市民の意思を議会活動に反映するよう規定しています。 市民の意見を聴取する具体的な方法は、市議会広報広聴委員会で調整します。</p>	<p>○平成21年 ・議会改革フォーラム（基本条例と自治体・議会）</p> <p>○平成24年 ・山口市ふるさと産業振興条例制定に係るパブリックコメントの実施 ・山口市元気いきいき条例制定に係るパブリックコメントの実施</p> <p>○平成25年～ ・請願・陳情の取り扱い方法の見直し</p> <p>○平成28年 ・選挙に関するアンケートの実施</p> <p>○平成29年 ・子ども向けページの作成 ・山口市子ども・子育て条例制定に係るパブリックコメントの実施 ・山口市子ども・子育て条例制定に係る関係団体との意見交換会の実施</p> <p>○平成30年 ・山口市子ども・子育て条例制定フォーラムの開催</p> <p>○令和2年度 ・議会改革フォーラム（これからのまちづくりと山口市議会） ・議会改革に関する意見募集（アンケート）の実施</p>	<p>8 市民と議員の意見交換の場づくり(双方向の懇話会や議会モニター制度)</p> <p>10 市民と議会の対話集会</p> <p>11 議会モニター制度</p> <p>8-1 市民からの実施要請に対する受け皿づくり(8 市民と議員の意見交換の場づくり(双方向の懇話会や議会モニター制度))</p> <p>10-1 市民からの実施要請に対する受け皿づくり(10 市民と議会の対話集会)【再掲】</p> <p>8-2 議会主体による各種団体・業界との対話集会の実施(市民と議員の意見交換の場づくり(8 双方向の懇話会や議会モニター制度))</p> <p>10-2 議会主体による各種団体・業界との対話集会の実施(10 市民と議会の対話集会)</p> <p>8-3 議会モニター制度の実施(市民と議員の意見交換の場づくり(8 双方向の懇話会や議会モニター制度))</p> <p>11-1 議会モニター制度の実施</p> <p>9 公聴会</p> <p>12 施策の充実強化(要望書の提案・提出の促進)【再掲】</p> <p>12-1 施策の充実強化(要望書の提案・提出の促進)</p> <p>13 陳情の取り扱い【再掲】</p> <p>13-1 陳情の取り扱い</p>	<p>■市民からの実施要請に対する受け皿づくり(諮問8、10、8-1、10-1)※関連第2条 ・「議会主体による各種団体等との意見交換実施方針」に基づいて実施を検討する。市民主体による懇談会等への参加要請があった場合については、市議会としての対応のみならず、各議員においても積極的に参加していくことで広聴機能の強化を図っていく。</p> <p>■議会主体による対話集会の実施(諮問8、10、8-2、10-2) ・「議会主体による各種団体等との意見交換実施方針」を取りまとめ、引き続き、各常任委員会における所管事務調査等に、より積極的に取り組んでいくとともに、広報広聴委員会等の各会議体においても、こうした取組を進めていく。</p> <p>■議会モニター制度の実施(諮問8、11、8-3、11-1) ・市議会だよりにおいて議会に対する意見募集記事を掲載しており、寄せられた意見については、提出者への返答とともに、議長の判断において各会議体や議員と情報共有を図っている。今後、より多くの市民の意見を拝聴し議会運営に反映していくためには、議会モニター制度やそれに代わる意見募集方法等の制度化も含めた広聴機能の強化策の検討も必要であるが、まずは市議会としてのみならず各議員において広聴機能の強化に取り組むことを優先し、市民や市民団体に対する傍聴の案内などの広報機能の強化にも取り組んでいくことで、市議会に関心のある市民を増やしていく。</p> <p>■公聴会(諮問9) ・地方自治法第115条の2に定められている制度であり、山口市議会基本条例第7条第2項においても、市民の議会参画の機会を確保するため、積極的な活用を努めるよう定めていることから、議員自身が制度の内容、実施手順等を再確認し、必要に応じ積極的に活用していく。</p> <p>■施策の充実強化(要望書の提案・提出の促進)(諮問12、12-1)、陳情の取り扱い(諮問13、13-1)※関連第2、3条 ・「請願、陳情、要望」の取り扱いについては、これまで通り、必要に応じて参考人の招致等により積極的に取り組むこととする。また、これまでも市議会ホームページで制度の周知を行っているが、より市民にわかりやすく、利用しやすい制度となるよう、各制度の役割や手続きの違い、提出期限等について、市議会だよりへの記事の掲載のほか、市議会ホームページの充実を図っていく。</p> <p>・部門別常任委員会における要望に関して、新たに自由に討議をする場を設けることとし、その具体的な進め方については議会運営委員会において検討する。</p>

条文及び解説	これまでの取組等 (基本条例制定以降)	関連諮問事項	確認された答申内容等
第4章 市長と議会の関係			
<p>(市長等との関係の基本原則) 第8条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、行政運営について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>【説明】 議会は、二元代表制の下、監視・評価や政策立案・政策提言を通じて、議会本来の権能を果たすことを規定しています。</p>	<p>○平成24年3月21日 ・山口市ふるさと産業振興条例制定 ○平成24年12月20日 ・山口市元気いきいき条例制定 ○平成29年12月15日 ・山口市子ども・子育て条例制定 ○令和3年12月20日 ・山口市みんなの手話言語条例制定</p>	<p>29 一般質問は政策提言に</p>	<p>■政策提言（諮問29） ・一般質問の実施にあたっては、質問に至るまでのプロセスを大事にし、各党派において質の向上に向けて取り組んでいく。</p>
<p>(透明性の確保) 第9条 議会は、市長等との関係の透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【説明】 議会が権能を発揮するため、市長と議会が透明性の向上を図ることを規定しています。</p>	<p>—</p>	<p>18 議員と執行部との懇親会の廃止</p>	<p>■執行部との懇親会（諮問18） ・懇親会の開催については、現行のとおり各常任委員会の判断によるものとする。</p>
<p>(監視及び評価) 第10条 議会は、市長等の行政運営について、監視及び評価を行う責務を有するとともに、適正に監視及び評価するために必要な機能の充実に努めるものとする。</p> <p>【説明】 議会の権能のうち、監視・評価の責務と機能の充実に規定しています。</p>	<p>○平成28年 ・予算決算委員会の設置（常任委員会化）</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(政策立案及び政策提言) 第11条 議会は、議員間における自由討議を通じて合意形成を図り、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。</p> <p>【説明】 議会を監視・評価の機関にとどめず、政策立案の機関として条例提案などの政策提案を積極的に行うことを規定しています。</p>	<p>○平成24年3月21日 ・山口市ふるさと産業振興条例制定 ○平成24年12月20日 ・山口市元気いきいき条例制定 ○平成29年12月15日 ・山口市子ども・子育て条例制定 ○令和3年12月20日 ・山口市みんなの手話言語条例制定</p>	<p>29 一般質問は政策提言に【再掲】 33 闊達な自由討議【再掲】 44 県都の市議会のあり方【再掲】</p>	<p>■政策提言（諮問29）【再掲】 ・一般質問の実施にあたっては、質問に至るまでのプロセスを大事にし、各党派において質の向上に向けて取り組んでいく。 ■自由討議（諮問33）【再掲】※関連第3条、第13条 ・現在、実施している予算決算委員会における自由討議の充実に引き続き取り組んでいくとともに、部門別常任委員会における一般議案の審査や要望に関して、新たに自由に討議をする場を設け、その具体的な進め方については議会運営委員会において検討する。 ■県都の市議会のあり方（諮問44）【再掲】 ・議員としての立場をしっかりと認識しながら、決められたルールのもと、議員一人一人が積極的にさまざまな提案を行っていく。</p>
<p>(議会への説明等) 第12条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>【説明】 市長が、重要な政策を議会に提案するにあたり、市民の代表である議員が審議を深め、その政策水準を高めることができるよう市長に必要な情報を求めることを規定しています。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

条文及び解説	これまでの取組等 (基本条例制定以降)	関連諮問事項	確認された答申内容等
第5章 委員会の活動			
<p>(委員会の役割と運営)</p> <p>第13条 委員会は、専門性とその特性を発揮するとともに、法に定める制度の活用等による議案等の審査の充実及び政策提案を積極的に行うための調査の充実を努めるものとする。</p> <p>2 委員会は、委員相互間の自由かつ適度な討議を中心として弾力的な運営に努めるものとする。</p> <p>3 委員会は、市民にわかりやすい審査を行うよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、特に重要な市政の課題等に対応するため特別委員会を柔軟に設置するものとする。</p> <p>【説明】</p> <p>委員会は、専門性や特性を生かした委員会活動を充実させるとともに、法制度等を活用し審査の充実を努め、政策立案、提言機能を発揮するために調査の充実を努めることを規定しています。</p> <p>委員会は、自由討議を中心に弾力的な運営（政策研究のための委員会の開催、閉会中の委員会の開催など）に努めるとともに、市民にわかりやすい審査に努めることを規定しています。</p> <p>また、必要に応じて特別委員会の柔軟な活用に努めることを規定しています。</p>	<p>○平成28年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算委員会の設置（常任委員会化） <p>○平成29年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の整備等に関する調査特別委員会の設置 <p>○平成30年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算委員会における自由討議の実施 ・新庁舎の建設等に関する調査特別委員会の設置 	<p>30 常任委員会</p> <p>31 1日1常任委員会の開催</p> <p>32 常任委員会の見直し（一般質問の廃止等）</p> <p>33 関連な自由討議【再掲】</p> <p>34 委員会補助資料の公開【再掲】</p> <p>35 傍聴者（委員会）への資料提供【再掲】</p> <p>36 委員会会議録、ネット中継</p> <p>37 委員会の管内視察</p>	<p>■常任委員会（諮問30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民などの理解がより一層深まること、また、委員会運営の円滑化を図るため、常任委員会の所管変更については、執行部の組織改編の動きと合わせ、議会運営委員会で協議していく。なお、以下の項目については、これまでの経緯等を踏まえた議論の結果、現行どおりの取扱いとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・議長・副議長の常任委員会不参加（会派離脱） ・予算決算委員会の正副委員長の副議長・議運委員長への充て職化 ・一日一委員会化 <p>■1日1常任委員会（諮問31）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市議会は会派制を導入し、所属議員2名以上を会派としているため、1日に2つの常任委員会が開催されたとしても、会派としては、すべての常任委員会に対応できることから、現行どおりの1日2常任委員会の開催とする。 <p>■常任委員会における一般質問の廃止（諮問32）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会での一般質問については、本市議会の特徴であり、議案に関する議論を深めていくうえでも必要であると認識していることから、これまでどおり実施する。ただし、効率的な委員会審査にも取り組んでいく必要があることから、次の2点を意見として追記する。（①質問の事前通告等については、これまでどおり、各会派の判断により必要に応じて行う。②質問の質も重要であることから、日ごろから議員としての質を高め、効率的な一般質問を行う。） <p>■自由討議（諮問33）【再掲】※関連第3条、第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、実施している予算決算委員会における自由討議の充実を引き続き取り組んでいくとともに、部門別常任委員会における一般議案の審査や要望に関して、新たに自由に討議をする場を設け、その具体的な進め方については議会運営委員会において検討する。 <p>■委員会補助資料の公開、傍聴者（委員会）への資料提供（諮問34、35）※関連第5、6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者が質疑の進行を理解することができるよう、分かりやすい委員会の運営に努める必要があることや、ペーパーレスの取組を進めている現状において、電子データを活用した資料提供について検討することを確認した。傍聴者が審議の内容を理解することができるよう委員会の運営に努めていくとともに、タブレット端末等を活用した資料提供の手法について、引き続き、議会運営委員会で検討していく。 <p>■委員会会議録、ネット中継（諮問36）関連第18条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会会議録の公開やネット中継については、将来的には必要であるとの認識の下で議論し、会議録の内容についての執行部との確認や要点の取り方など、これまで以上の調整作業が必要になることや、ネット中継に必要な資器材やノウハウの研究など、実施に向けての課題を整理する必要があることを確認した。今後は、実施に向けての諸課題の整理等も含めて、改選後の議会運営委員会において検討する。 <p>■委員会の管内視察（諮問37）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より一層の議会の活性化や審議の充実等を図るため、各委員会において積極的な実施に向けて検討を行うこととした。

条文及び解説	これまでの取組等 (基本条例制定以降)	関連諮問事項	確認された答申内容等
第6章 政務活動費			
<p>(政務活動費) 第14条 会派又は議員は、政務活動費に関して山口市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山口市条例第5号)を遵守しなければならない。</p> <p>【説明】 政務活動費の適切な執行と透明性の向上を確保するため、山口市議会政務活動費の交付に関する条例の遵守を規定しています。</p>	—	<p>38 政務活動費(支出範囲の拡大、増額、透明化) 39 政務活動費(領収書等の公開)【再掲】 40 政務活動費の使用基準明確化</p> <p>45 「政務活動費の手引き」の見直しについて</p>	<p>■政務活動費(諮問38、39、40) ・政務活動費の支出に係る判断基準や手続きを定めた「政務活動費の手引き」について、過去の判例等を参考に政務活動のあり方を再確認したうえで、按分の考え方も取り入れながら、見直しを行う。 ・政務活動費の額、透明性の確保(領収書の公開)については、当面は現行のままとし、改正した手引きによる政務活動費の運用状況、支出状況等を勘案し、改めて議論する。</p> <p>■政務活動費の手引きの見直し(諮問45) ・議員の政務活動は多岐にわたることから、まずは広報紙を発行した場合の費用について、政務活動費とその他の費用との按分に関する規定を「政務活動費の手引き」に追加した。</p>
第7章 議会の機能強化			
<p>(議員研修) 第15条 議会は、議員の政策形成能力等の向上を図るため議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>【説明】 議員の政策形成能力の向上のため、議会が主体となって議員研修を充実強化することを規定しています。</p>	<p>○平成21年度 ・議会改革フォーラム(基本条例と自治体・議会)</p> <p>○平成22年度 ・議員が提案する政策条例のポイント</p> <p>○平成23年度 ・財政健全化と議会の役割</p> <p>○平成24年度 ・地方自治法改正に伴う議会への影響について</p> <p>○平成25年度 ・ICTを活用した議会改革と議員活動の未来</p> <p>○平成26年度 ・地方議会に求められる役割・権限と議会活動</p> <p>○平成27年度 ・地方創生における地方議会の役割について</p> <p>○平成28年度 ・議会力・議員力を高めるための質問力の向上について</p> <p>○平成29年度 ・山口市子ども・子育て条例制定フォーラム(みんなで子ども・子育てを支えあうまちづくり)</p> <p>○平成30年度 ・議員活動とコンプライアンス</p> <p>○令和2年度 ・議会改革フォーラム(これからのまちづくりと山口市議会)</p>	—	—

条文及び解説	これまでの取組等 (基本条例制定以降)	関連諮問事項	確認された答申内容等
第8章 議員の政治倫理			
<p>(政治倫理) 第19条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、良心と責任感をもって、常に品位を保持するよう倫理の尊重に努めなければならない。</p> <p>【説明】 市民全体の代表者として、議員の政治倫理についての基本理念を規定しています。 議員としての品位を損なうことのないよう、継続的に研修等を行うことにより、人格と倫理の向上に努めていきます。</p>	<p>○平成30年度 ・議員活動とコンプライアンス【再掲】</p>	<p>14 倫理条例の制定について</p> <p>15 議員の情報発信について</p>	<p>■倫理条例の制定について(諮問14)</p> <ul style="list-style-type: none"> 倫理条例については、次の事由により制定は行わず、政治倫理の向上に努めていく。 <ol style="list-style-type: none"> 引き続き、「山口市議会基本条例」を遵守することで政治倫理を保持する。 議員自らが政治倫理を高めていくよう、継続的に研修等を行い、法令以外にも、どのような事案が議員の品位と名誉を損なうことになり得るのか常に研究を行う。 公職の立場にある議員として高い倫理観が求められていることを自覚するため、基本条例第19条の逐条解説を下記のとおり修正し、「山口市議会基本条例」のさらなる遵守・徹底を図る。 <p>※山口市議会基本条例第19条の説明 市民全体の代表者として、議員の政治倫理についての基本理念を規定しています。 議員としての品位を損なうことのないよう、継続的に研修等を行うことにより、人格と倫理の向上に努めていきます。</p> <p>■議員の情報発信について(諮問15)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の情報発信においては、現在、肖像権の保護等に関するルールを設ける等、一定の取組がなされている。同様に、議員の情報発信においても、議員各人が法令の遵守はもとより、特にプライバシーに、より一層、配慮して行うべきである。
第9章 最高規範性と見直し手続き			
<p>(最高規範性) 第20条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨が反映されなければならない。</p> <p>2 議会は、この条例の理念を共有するため一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。</p> <p>3 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか不断の検証を行い、改正が必要と認められる場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>【説明】 この条例を山口市議会における最高規範として位置付け、他の定めはこの条例の趣旨を反映させることを規定し、一般選挙後の議員に条例の研修を義務付けています。 また、この条例の検証を不断に行い、必要に応じ改正することを規定しています。</p>	<p>○平成22年 ・改選に伴う山口市議会基本条例の研修</p> <p>○平成26年 ・改選に伴う山口市議会基本条例の研修</p> <p>○平成30年 ・改選に伴う山口市議会基本条例の研修</p> <p>○平成31年～ ・議会改革検討協議会による基本条例の検証</p>	<p>—</p>	<p>—</p>